

漁船の安全のためのケープタウン協定

背景

- 一般的な船舶の安全に関する条約において、原則として漁船は適用除外。
- 国際海事機関(IMO)の下で、漁船の安全のためのトレモリノス条約が採択されたが、未発効。
同条約を修正するトレモリノス議定書が採択されたが、アジアの漁船に不利な内容のため未発効。
 - ➡ 海難の多い漁船の国際的な安全基準がない状況が継続。
- 2012年、アジアの漁船の実態を考慮する形で、トレモリノス議定書を修正する本協定を採択。
- 我が国においては、2022年6月に国会承認。2023年3月27日に加入書を寄託。

主な内容

①漁船の構造及び設備に関する規則(本協定によって修正され、実施されるもの。)

- ・ 構造、復原性、防火・消火、救命設備、無線通信、航海設備等の規則
- ・ 締約国による定期的な検査及び国際漁船安全証書の発給

②規則の対象となる漁船

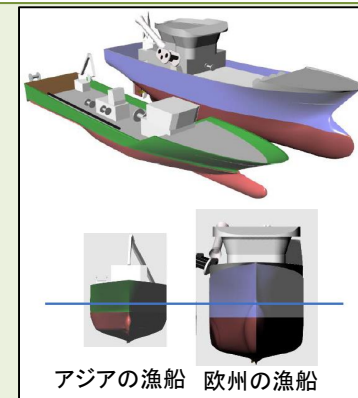
締約国は、自国籍の漁船に一律に適用される測定的基础として、長さ(24メートル以上)又は総トン数(300トン以上)のいずれかを選択。

(注)従前の条約(未発効)は長さのみを測定の基礎として規則を定めたため、同じ長さでも容積の小さいアジアの漁船には不利であった。

③発効要件

22か国以上の国であって、その対象漁船総数が3,600隻以上となるものが締結した日の12か月後に発効。

(注)2019年に本協定の2022年までの締結を目指す宣言が発出されており(最終的に51か国署名。日本は署名せず。)、同宣言に署名した未締結国が全て締結すれば、十分に発効要件を満たす見通し。



同程度の長さを有する漁船の比較



(参考)

■ 協定締結国数:20か国 (2023年3月31日現在)

アイスランド、オランダ、クック、クロアチア、ケニア、コンゴ(共)、サントメ・プリンシペ、スペイン、セントクリストファー・ネービス、デンマーク、ドイツ、日本、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベリーズ、ペルー、ベルギー、ポルトガル、南アフリカ
(対象漁船総数は2,479隻(速報値)。)

■ 主要未締結国の発効要件 対象漁船隻数(日本の隻数は水産庁データ。それ以外の国の隻数は、国連食糧農業機関(FAO)のデータベースを基に作成した参考値(2021年10月現在)。)

- 中国 :1,516隻
- 米国 :1,499隻
- アルゼンチン :364隻
- 韓国 :250隻
- パナマ :219隻
- 英国 :203隻
- インドネシア :186隻

締結の意義

- 漁船の安全のための国際協力を推進し、我が国の漁船の安全性を向上させることは重要。
- 本協定が近く発効する見通しの中、日本籍漁船の国外における漁業活動に支障が生じないように、発効当初から、我が国が国際漁船安全証書を発給する体制を確保することが重要。